

山口大学経済学部学生危機管理マニュアル 【学生用】

■ 日常の安全管理

- 部屋の施錠は確実に行う。
教室を時間外に使用する場合は、学務係に事前に「使用願」を提出する。
鍵の受領・返却は、学務係の指示に従う。
- 指導教員、大学関係者への連絡方法を把握しておく。
- 緊急避難場 …… 野球場（原則）
平素から非常時の避難経路、避難場所を確認しておく。
- 防災訓練に積極的に参加し、自信を持って消火できる防災行動力を身に付けるようにする。

1. 災害関係

(1) 火災・爆発

■ 火災予防

- ・大学の敷地内は禁煙
 - ・火気の近くに燃えやすい物を置かない。
 - ・火気使用时にはその場を離れない。
 - ・退室時には、電気、ガス、火元の確認を行う。
 - ・消火設備（消火栓、消火器、防火扉）設置場所や避難経路について確認し、使用方法について理解しておく。

■ 火事が起きたら

① 火災を発見した場合

通報

- ・大声で周囲の人に知らせる。
- ・火災報知器を鳴らし、消防署及び身近な事務窓口場所に場所と状況を知らせる。

初期消火

- ・消火器等を使用して可能な限り、初期消火に努める。危ないと感じたら、速やかに避難する。
- ・避難後直ちに教職員に火災発生の原因、発見時の状況等を報告する。

② 授業時間内に発生した場合

授業担当教員の指示に従う。

③ 授業時間外に発生した場合

警報で火災等の発生を聞いたら、安全路を確認し避難する。

● 共通事項

- ・ ドアを閉め手荷物は最小限にとどめ避難する。
- ・ エレベーターは使用しない。
- ・ 避難場所で、知人との安否確認を行う。
- ・ 負傷者を見つけたら応急措置を行う。
- ・ 必要に応じて健康科学センターに連絡する。

(2) 地震

■ 地震対策

- ・ 火気使用時は、その場から離れないことを心掛け、地震の際は直ちに消火する。

■ 地震が起きたら

① 授業時間内に発生した場合

- ・ 授業担当教員の指示に従う。
- ・ 使用中の電気器具、火気やガスは直ちに止める。
- ・ まず我が身を守る。(机の下に身を隠す)
- ・ 地震の揺れが収まったら、安全を確認のうえ、野球場に避難する。

② 授業時間外に発生した場合

- ・ 速やかに近くの安全な場所に待機し、地震の揺れが収まり次第、野球場に避難する。

● 共通事項

- ・ 慌てて外に飛び出さない。
- ・ ドア、窓を開け脱出口を確保する。
- ・ 手荷物は最小限にとどめる。
- ・ 避難場所で、知人との安否確認を行う。
- ・ 負傷者を見つけたら応急措置を行う。
- ・ 必要に応じて健康科学センターに連絡する。

(3) 気象事情による災害発生の恐れがある場合

台風時に伴う授業及び定期試験の取扱い

山口県山口市において台風に伴う暴風警報が発令された場合、吉田キャンパスの授業及び定期試験については、**発令された時刻の次時限の授業から休講**となる。ただし、警報が解除された時刻に基づいて、吉田キャンパスの授業及び定期試験

は、以下のように措置される。

| 対象時刻 | 警報発令状況 | 対応措置等 |
|---------|-----------|---------|
| 午前 7 時 | 解除されている場合 | 終日授業等実施 |
| | 発令されている場合 | 午前授業等休講 |
| 午前 11 時 | 解除されている場合 | 午後授業等実施 |
| | 発令されている場合 | 午後授業等休講 |

休講等措置の確認方法

- ・ マスメディア等により警報の発令状況等を確認する。
- ・ 経済学部及び共通教育の掲示板、山口大学ホームページにおいて休講等措置を確認する。

◇◇◇

災害時の休講情報等（山口大学 HP）

g-kyoumu.jimu.yamaguchi-u.ac.jp/kyotsu/layer1/daa_big12.html

（「山口大学ホームページ」→「在学生の方」→「災害時休講情報」）

その他緊急事態

特別警報・台風以外の緊急事態における授業及び定期試験の取扱いについては、その都度、大学の指示に従うこと。

2. 心身の安全確保について

■ 予防対応

- ・ 学生生活についてルール、マナーを守る。
- ・ 学内講習会（交通安全、セクハラ、犯罪防止関係等）に積極的に参加し、正しい知識を身に付ける。
- ・ 「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」および「学生教育研究賠償責任保険（学研賠）」に必ず加入する。
- ・ 上記保険のほか必要な保険については、随時加入する。
- ・ 定期健康診断は、全員毎年、受診する。
- ・ 心身の健康確保のため、心配事があれば早めに窓口に相談する。

■ 相談窓口（土・日・祝日は休み）

◇ 健康科学センター（旧保健管理センター）（ケガや急な症状への応急措置、メンタルヘルス相談）

場所 事務局1号館1階

時間 9:00～12:30 13:30～17:00

※緊急の場合は8:30～17:00 対応可

電話 083-933-5160 FAX 083-933-5163

◇ 学生相談所 カウンセラー（臨床心理士が対応）

場所 共通教育研究1号館1階（116号室）

時間 毎週月曜日～金曜日 11:00～14:00, 15:00～18:00

電話 083-933-5042

◇ 学生生活なんでも相談窓口

問い合わせ先 学生支援センター（学生支援課）

電話 083-933-5043

◇ 学生特別支援室（SSR）

場所 共通教育本館1階（就職支援室ヨコ）

時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00

電話 083-933-5256

◇◇◇ 経済学部学務係にもお気軽にご相談ください。◇◇◇

(1) 大学内における傷病、事件・事故対策

① 授業（定期試験を含む）の実施妨害

- ・ 不審者の建物内乱入、授業を妨害する行為に遭遇した場合は、直ちにその状況を学務係に連絡する。
- ・ 教職員の指示に従い、必要に応じて所定の避難場所に避難する。
- ・ 負傷者がある場合は、応急措置を行う。必要に応じて健康科学センターに連絡する。

② 修学中の事件・事故

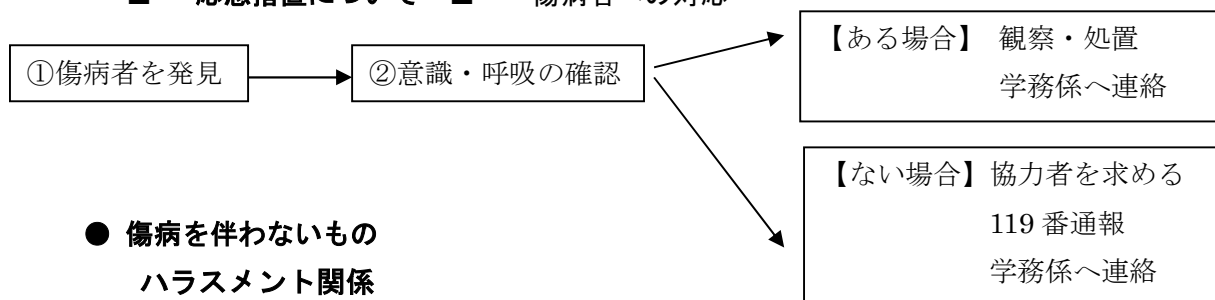
● 傷病を伴うもの

修学中に傷病を被った場合、または傷病者を発見した場合

- ・ 授業担当教員または学務係に速やかに状況を報告する。

- ・ 軽微なものは、健康科学センターで処置を受ける。

■ 応急措置について ■ - 傷病者への対応 -



● 傷病を伴わないもの
ハラスメント関係

苦情・相談は近くの相談員へ 相談員は下記のホームページに掲載されている。

<http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~epsc/>

紛失・盗難等

- ・ 被害に遭った場合は、速やかに下記の窓口へ届け出る。
- ・ 本学部内で発生した場合で現場検証が必要な場合は、学務係から警察へ連絡する。

| 被害場所 | 届出先 |
|------------|---------------------|
| 教室や演習室 | 当該学部の学生担当係 |
| 図書館 | 図書館事務室 |
| 体育施設、大学会館等 | 学生支援センター (学生支援課) |

悪質商法・クレジット・勧誘活動による被害

- ・ 相談窓口 (いずれも個人のプライバシーは守られます。)
 - 経済学部学務係 083-933-5506, 5606
 - 学生支援課「なんでも相談窓口」 083-933-5043
 - 山口県消費生活センター 083-924-0999 (相談)

③ 課外活動中の安全に関すること

課外活動における事故防止ガイドライン (山口大学学生支援部学生支援課) にもとづく。

(2) 学外における傷病、事件・事故対策

実習関係 (プロジェクト演習については別途実施要領を定める。)

- ・ 必要な保険に加入する。
- ・ 所定の届出を行う。
- ・ 目的地までの移動は公共交通機関の利用を心がける。
- ・ 指導教員、大学関係者への連絡体制を明確にしておく。
- ・ 実施目的を理解し、当初の行程を逸脱しない。

- ・ 医療機関の所在地を確認しておく。

■ 事故・事件に遭遇したら

担当教員、大学関係者等に連絡する。

(3) 海外における安全

- ・ 渡航前に外務省からの海外渡航情報（治安情報）を確認し、注意喚起する。
- ・ 所定の届出を事前に学務係に行うとともに、指導教員、家族との定期連絡に努める。
- ・ 現地の法律を守り、風習や文化を尊重する。
- ・ 危険な地域・場所に近づかないこと、夜間の外出は控える。
- ・ 水や食事に注意を払い、健康管理には十分気をつける。
- ・ 必要な保険、危機管理サービスに加入する。
- ・ 医療機関の所在地を確認しておく。
- ・ 多額の現金、貴重品は持ち歩かない。
- ・ 見知らぬ人を安易に信用しない。
- ・ 薬物には絶対手を出さない。
- ・ 帰国後、体調が悪い場合は、健康科学センターに相談する。

■ 事故・事件に遭遇したら

指導教員、家族、大学関係者等に連絡する。

3. その他の安全管理

ネットワークマナー

- ・ 学内ネットワークや情報機器を自己学習以外の目的で使用しない。
- ・ アカウントの貸し借りを行わない。
- ・ 学内コンピューターに個人的なソフトウェアをインストールしない。
- ・ 学内コンピューターの環境設定を勝手に変更しない。
- ・ パスワードの管理を適正に行う。（できるだけ暗記する。）
- ・ SNS や Web サイト等への軽率な書き込みや、自分や他人のプライバシーの漏えいにつながる書き込み、感情任せの行き過ぎた書き込みを行わない。
- ・ 大学が指定するウイルス対策ソフトの入っていない情報機器でネットワークを利用しない。

■ 学内情報通信網の不通又は障害の発生

電子メール、インターネット利用など学内情報通信網によるトラブルが生じたときは、学務係（またはメディア基盤センター）に申し出る。